

四日市市告示第123号

四日市市新規産業創出事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年 3月27日

四日市市長 森 智 広

四日市市新規産業創出事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市新規産業創出事業補助金交付要綱（平成11年四日市市告示第358号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 自社研究開発事業 中小製造業者が自ら行う事業のうち、新しい技術又は製品の研究又は開発を<u>行い、技術は製品の高付加価値化を図るものをいう。</u></p> <p>(4) 成長分野への新規参入事業 中小製造業者が自ら行う事業のうち、今後成長が見込まれる分野<u>（市長が別に定めるものに限る。）</u>に新たに参入するため、新しい技術若しくは</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 自社研究開発事業 中小製造業者が自ら行う事業のうち、新しい技術又は製品の研究又は開発を<u>行うものをいう。</u></p> <p>(4) <u>産学・産産連携研究開発事業</u> 中小製造業者が大学等研究機関又は他の企業（親会社、子会社又はグループ会社を除く。）と連携して行う事業のうち、新しい技術又は製品の研究又は開発を行うものをいう。</p> <p>(5) 成長分野への新規参入事業 中小製造業者が自ら行う事業のうち、<u>航空・宇宙産業や次世代ロボット産業など</u>今後成長が見込まれる分野に新たに参入するため、新しい技術若</p>

製品の研究開発を行う事業又は各種認証を取得する事業をいう。

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、主たる事業所を市内に有して1年以上事業を営んでいる中小製造業者とする。

(対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、中小製造業者が市内に有する事業所において行う自社研究開発事業又は成長分野への新規参入事業で、別表第1に掲げる採択基準に該当するものとする。ただし、他の公的な補助金を受けていないものに限る。

2及び3 (略)

(補助金の額及び補助率)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で、別表3のとおりとする。

しくは製品の研究開発を行う事業又は各種認証を取得する事業をいう。

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 主たる事業所を市内に有して1年以上事業を営んでいる中小製造業者

(2) 前号に定めるものと連携して産学・産産連携研究開発事業を行う中小企業者で、主たる事業所を市内に有して1年以上事業を営んでいるもの

(対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、中小製造業者が市内に有する事業所において行う自社研究開発事業又は産学・産産連携研究開発事業で、別表第1に掲げる採択基準に該当するものとする。ただし、他の公的な補助金を受けていないものに限る。

2及び3 (略)

(補助金の額及び補助率)

第5条 補助金の額は、1の補助対象事業につき、自社研究開発事業にあつては200万円を、産学・産産連携研究開発事業にあつては100万円を、成長分野への新規参入事業にあつては300万円を限度として、補助対象経費の合計額の2分の1以内の額とし、予

2 (略)

(交付申請)

第6条 1及び2 (略)

3 第1項の申請は、同種の補助対象事業につき1回とする。ただし、成長分野への参入事業について、次条第1項の規定により交付決定を受けた事業がその交付決定の日の属する年度内に完了しないときは、2回を限度とする。

4 連続2年にわたり補助金の交付を受けた者は、翌年度から2年の間は申請できないこととする。

附 則

1 (略)

2 この要綱は、第15条及び第16条の規定を除き、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業については、なお従前の例による。

別表第2 (第4条関係)

補助対象経費

(1)及び(2) (略)

(3) 原材料・部品等購入費：原材料及び副資材の購入に要する経費

(4)～(6) (略)

(7) 産業財産権等の取得に要する経費：特許、実用新案、意匠の出願及

算の範囲内で定める。

2 (略)

(交付申請)

第6条 1及び2 (略)

3 第1項の申請は、同種の補助対象事業につき1回とする。ただし、産学・産産連携研究開発事業について、次条第1項の規定により交付決定を受けた事業がその交付決定の日の属する年度内に完了しないときは、3回を限度とする。

附 則

1 (略)

2 この要綱は、第15条及び第16条の規定を除き、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

別表第2 (第4条関係)

補助対象経費

(1)及び(2) (略)

(3) 原材料費：原材料及び副資材の購入に要する経費

(4)～(6) (略)

(7) 特許等の取得に要する経費：特許、実用新案、意匠の出願及び出願

び出願審査請求(又は実用新案技術評価書の請求)に要する手数料及び弁理士費用

(8) 技術研修費：新たな技術導入のための各種研修にかかる経費

(9) その他経費：その他市長が必要と認めた経費

審査請求(又は実用新案技術評価書の請求)に要する手数料及び弁理士費用

(8) その他経費：その他市長が必要と認めた経費

別表第3 (第5条関係)

<u>補助対象事業</u>	<u>自社研究開発事業</u>
<u>補助上限額</u>	<u>補助対象事業につき200万円</u>
<u>補助率</u>	<u>補助対象経費の1/2以内</u>
<u>件数の限度</u>	<u>日本標準産業分類の小分類の区分につき原則2件までとする</u>
<u>補助対象事業</u>	<u>成長分野への新規参入事業</u>
<u>補助上限額</u>	<u>補助対象事業につき400万円</u>
<u>補助率</u>	<u>補助対象経費が500万円以内の場合1/2以内、補助対象経費が500万円を超える場合は2/3以内</u>
<u>件数の限度</u>	<u>日本標準産業分類の小分類の区分につき原則2件までとする</u>

第1号様式を次のように改める。

第 1 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所

名 称

代表者

印

四日市市新規産業創出事業補助金交付申請書

四日市市新規産業創出事業補助金交付要綱第 4 条に規定する事業を行いたいので、
同要綱第 6 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業名

（事業： 自社研究開発 / 成長分野への新規参入）

2 補助金申請額 金 円

3 事業の概要

4 補助金を必要とする理由

第3号様式を次のように改める。

住 所
名 称
代表者

四日市市新規産業創出事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度四日市市新規産業創出事業補助金については、四日市市新規産業創出事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長 印

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 事業名
(事業： 自社研究開発 / 成長分野への新規参入)
- 3 補助金の交付の条件
 - (1) 四日市市補助金等交付規則及び四日市市新規産業創出事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
 - (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しておかなければならない。
 - (3) この補助金の交付については、後日市が監査を行うことがある。

第7号様式を次のように改める。

第7号様式（第11条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所

名 称

代表者

印

四日市市新規産業創出事業補助金実績報告書

四日市市新規産業創出事業補助金交付要綱第4条に規定する事業を完了したので、同要綱第11条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名
- 2 事業の目的及び内容
- 3 事業の実施方法
- 4 事業の効果

添付書類：収支決算書、事業工程表

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則の改正は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の四日市市新規産業創出事業補助金交付要綱第6条第4項で規定している「連続2年にわたり補助金の交付を受けた者」については、平成29年度以後に連続2年にわたり補助金の交付を受けた者に適用し、平成28年度及び平成29年度に連続して交付を受けた者には適用しない。

(商工農水部商工課)